

2013年3月25日

東松山市長 森田光一様

日本共産党東松山市議団
武藤 晴子
蓮見 節
小野美佐子

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の遵守を求める申入書

東松山市教育委員会が実施している「東松山師範塾」について、森田市長が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地行法」）」を遵守し、当市の教育行政に干渉しないよう求め、以下のとおり申し入れます。

市長は、2010年8月、「ひがしまつやま『元気創造計画』」を選挙公約として掲げ、当選し、以来2年有余の間市政を運営してきました。公約の一つである『東松山師範塾』開設と市長と教育委員会の連携強化は、「教育基本法」と「地行法」に法り実施されるものであることは、市長自身も市議会答弁で言明されている通りであり、当然のことと考えます。

「地行法」は、「教育への不当な介入を防ぐ」ために、教育委員会と市長の職務権限を厳格に規定しています。この法律の趣旨は、教育の専門性、自立性、民主主義などの観点から、教育をするものと予算を執行するものは同じではいけないということです。予算執行権を持つ市長が教育内容に直接口を挟めば、地域の教育が市長の教育観に強く影響されてしまうからです。この法律は行政からの「教育の独立」を基本的に保障する大切な法律です。

かつて「教育委員会法」が改正され、教育長の公選制が廃止されたときでさえ、長と教育委員会の厳格な職務権限の規定は、地方教育行政において「民主的教育を守るために必要なこと」として維持されました。

それにもかかわらず、市長は、平成22年9月議会で、「師範塾」の研修内容について、「子どもたちに模範を示すべき気高い精神、卓越した指導力を持った教師を育成する。ここに大きな主眼を置いている。士気の高い教員、師範力の高い教員、人間力、実践的な指導力を向上させる研修内容を考えている。したがって、東松山師範塾という名称をつけ、研修をしてまいりたい。」と答弁しています。

「地行法」第23条8「校長や教職員の研修に関すること」は教育委員会の職務権限です。したがって、市長が教職員の研修するという「師範塾」は明らかに「地行法」に違反していると考えます。まして、市長は「師範塾」開設以来、講師に選任され、今年の3月議会では、市長は「政治家としての生きざま、経験を、リーダーとしてのモチベーションを上げるため、激励していただきたいと思います。」と政治的な干渉とも受け取れる答弁をし、教育長も「市のトップの市長の思い、教育に対する思い、願いを語ってもらった。」と答弁しています。教育長は「教育委員会が主体的にお願いした。」と答弁していますが、どのような意図があるにしろ、これらの行為は明らかに「地行法」の趣旨を踏み越えたものです。

以上のような趣旨を踏まえ、日本共産党市議団は下記の通り申し入れます。

記

- 1 市長は「地行法」第24条を遵守し、長の職務権限は、「1)大学に関すること、2)私立学校に関すること、3)教育財産の取得および処分、4)契約締結と予算執行、5)スポーツ振興事業、文化事業」に限ること
- 2 市長は「地行法」第23条に違反する「東松山師範塾」の講師を引き受けないこと

以上